

特定非営利活動法人まなひろ 定款

第1章 総則

第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人まなひろという。

第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

この法人は、横浜市鶴見区及び近隣地域において「障がい児」「ひとり親家庭の子」「日常生活に自立支援を要する人」及び「それに準ずる人」を対象に、「社会に対する問題となっている障がいの事由」を傾聴し「情報・理科分野」「学習支援・カウンセリング分野」において支援を行い、自立できるよう働きかけ、地域の人達の垣根が無くなるよう、「助け合い」のネットワークを築き、自発的な社会参加及び上記であげた分野を通して地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

第4条 (特定非営利活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 情報化社会の発展を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条 (事業)

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 学習支援（情報技術を利用した学習支援・スポーツイベント・進学・就労支援を含む）事業
- (2) ピアサポート・カウンセリング事業
- (3) 情報技術のサポート・支援事業
- (4) その他目的を達成するための事業

第3章 会員

第6条 (種別)

この法人の会員は、次の3種とし、正会員及び学生正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同し、目的達成に協力する意思があり入会した個人及び団体
- (2) 学生正会員 この法人の目的に賛同し、目的達成に協力する意思があり入会した学生（大学院、大学、短期大学、高等専門学校及びこれに準ずる学校に正規生として在籍する個人）
- (3) 賛 助 会 員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

ただし、本団体活動内で「宗教的活動」「政治的活動」「本団体に関係のない営利活動」を行う事を禁止する。

第7条 (入会)

会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、その者が前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 理事長は前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条 (入会金及び会費)

会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第9条 (会員の資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第10条 (退会)

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条 (除名)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員及び学生正会員の総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第12条 (抛出金品の不返還)

既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

第13条（種別及び定数）

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
 - (2) 監事 1人以上 3人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、若干名を副理事長とすることができる。

第14条（選任等）

理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

第15条（職務）

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理し、理事長以外の理事は法人の業務についてこの法人を代表しない。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第16条（任期等）

役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条（解任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員及び学生正会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第18条（報酬等）

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

第19条（種別）

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第20条（構成）

総会は、正会員及び学生正会員をもって構成する。

第21条（権能）

総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員を選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

第22条（開催）

通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

第23条（招集）

総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第24条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した正会員及び学生正会員の中から選出する。

第25条（定足数）

総会は、正会員及び学生正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第26条（議決）

総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員及び学生正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第27条（表決権等）

各正会員及び学生正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員及び学生正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員及び学生正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員及び学生正会員は、第25条、前条第2項、次条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員及び学生正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第28条（議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員及び学生正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員及び学生正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第6章 理事会

第29条 (構成)

理事会は、理事をもって構成する。

第30条 (権能)

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第31条 (開催)

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第32条 (招集)

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長には、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第33条 (議長)

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第34条 (定足数)

理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

第35条（議決）

理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところにする。

第36条（表決権等）

各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第34条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

第37条（議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

第38条（資産の構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

第39条（資産の区分）

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

第40条（資産の管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第41条（会計の原則）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第42条（会計の区分）

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

第43条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第44条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第45条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第46条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第47条（長期借入金）

この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

第48条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員及び学生正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

第49条（解散）

この法人は、法第31条第1項に掲げる事由により解散する。

2 法第31条第1項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員及び学生正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）をしたときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

第50条（残余財産の帰属）

この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）をしたときに残存する財産は法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

第51条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員及び学生正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第52条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、法人のホームページに掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトの法人入力情報欄に掲載して行い、法に公告の方法を官報と規定された事項については官報に掲載して行う。

第10章 雑則

第53条（細則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	木村 裕之
副理事長	杉山 茂雄
同	杉山 こずえ
理事	小林 博昭
監事	三浦 虎彦
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2021年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から2020年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入 会 金

正 会 員 :	個人	1口	1,000円 (3口以上)
	団体	1口	1,000円 (10口以上)
学生正会員 :	個人	1口	500円 (1口以上)
賛 助 会 員 :	個人	1口	1,000円 (5口以上)
	団体	1口	1,000円 (10口以上)

(2) 年 会 費

正 会 員 :	個人	1口	1,000円 (1口以上)
	団体	1口	1,000円 (5口以上)
学生正会員 :	個人	1口	500円 (1口以上)
賛 助 会 員 :	個人	1口	1,000円 (5口以上)
	団体	1口	1,000円 (10口以上)

以上